

## 平成30年第9回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成30年12月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 5号 平成30年度定期監査報告（第2次）について
- 第 4 議案第57号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第58号 羽幌小学校グラウンド整備工事請負契約の変更について
- 第 6 議案第59号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）
- 第 7 議案第60号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第61号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 発議第10号 議員の派遣について
- 第10 発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

### ○追加日程

- 第 1 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第65号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の変更について
- 第 5 議案第66号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）
- 第 6 同意第 4号 羽幌町副町長の選任について

### ○出席議員（10名）

1番 村田 定人 君	2番 金木 直文 君
3番 阿部 和也 君	4番 船本 秀雄 君
5番 小寺 光一 君	7番 平山 美知子 君
8番 磯野 直 君	9番 逢坂 照雄 君
10番 寺沢 孝毅 君	11番 熊谷 俊幸 君

### ○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
兼 電 算 共 同 化	
推 進 室 長	
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
総 務 課 職 員 係 長	門 間 憲 一 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	佐 々 木 慎 也 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	
兼 財 政 係 長	清 水 聡 志 君
管 財 係 長	
町 民 課 長 兼 住 宅 係 長	室 谷 眞 二 君
町 民 課 主 幹 兼 環 境 衛 生 係 長	木 村 和 美 君
町 民 課 町 民 生 活 係 長	道 端 篤 志 君
町 民 課 住 宅 係 主 査	村 上 雄 也 君
福 祉 課 長	今 村 裕 之 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	竹 内 雅 彦 君
福 祉 課 国 保 医 療 年 金 係 長	室 谷 み どり 君
健 康 支 援 課 長	豊 島 明 彦 君
健 康 支 援 課	
地 域 包 括 支 援	奥 山 洋 美 君
セ ン タ ー 室 長	
健 康 支 援 課 主 幹 兼 保 健 係 長	棟 方 富 輝 君
建 設 課 長	敦 賀 哲 也 君
建 設 課 主 任 技 師 兼 土 木 港 湾 係 長	笹 浪 満 君
建 設 課 管 理 係 長	宇 野 延 仁 君
建 設 課 土 木 港 湾 係 主 査	山 平 博 久 君
上 下 水 道 課 長	宮 崎 寧 大 君
上 下 水 道 課	
主 任 技 師	吉 田 吉 信 君
兼 業 務 係 長	
農 林 水 産 課 長	鈴 木 繁 君
農 林 水 産 課 農 政 係 長	更 科 信 輔 君
農 林 水 産 課 水 産 林 務 係 長	木 村 康 治 君
商 工 観 光 課 長	高 橋 伸 君

商工観光課観光振興係長	富 樫 潤 君
商工観光課商工労働係長	大 西 将 樹 君
天 売 支 所 長	金 子 伸 二 君
焼 尻 支 所 長	熊 谷 裕 治 君
学 校 管 理 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	春 日 井 征 輝 君
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 体 育 振 興 係 長	渡 辺 博 樹 君
学 校 管 理 課 総 務 係 長	近 藤 優 樹 君
学 校 管 理 課 学 校 教 育 係 長	藤 井 延 佳 君
学 校 管 理 課 学 校 教 育 係 主 査	中 佐 元 基 君
社 会 教 育 課 社 会 教 育 係 長	高 橋 司 君
社 会 教 育 課 体 育 振 興 係 主 査	近 藤 健 弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	井 上 顕 君
総 務 係 長	杉 野 浩 君
書 記	土 清 水 彬 君

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 平山美知子君                      8番 磯野直君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、報告第5号 平成30年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成30年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。船本監査委員とともに、平成30年10月17日から10月30日までのうち7日間にわたり、社会教育課ほか、ごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、または12枚を交付しているものでありますが、30年度9月末現在の総交付枚数は1,752枚で、うち総利用枚数は457枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、29年度及び30年度9月末までの受給者数等をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。③、平成30年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園28名、認定こども園・まきでは幼稚園73名、保育所50名となっており、合計で151名となっております。イ、負担金の支出状況は、国・道、町を合わせて藤幼稚園につきましては1,047万6,709円、認定こども園・まきの幼稚園は2,015万6,130円、保育園は2,761万円、合計で5,824万2,839円となっております。このうち町の負担は、幼稚園2園で969万5,296円、保育所で690万2,500円、合計で1,659万7,796円となっております。3ページをごらん願います。④の地域福祉基金状況は、説明を省略させていただきます。⑤、保育士修学資金貸付状況であります。この制度は、今年度からの実施で、羽幌町内の保育所等に保育士として勤務しようとする者に対し、資格取得の修学に必要な資金を貸し付けるものであります。予算の範囲内において2年間を限度として月額3万円を貸し付けるもので、今年度9月末現在においては借り受け者3名で51万円の貸し付けを行っております。⑥、保育士修学基金状況であります。これは今ご説明しました事業を行う財源に充てるため設置したものであり、現在額は900万円となっております。次の⑦、老人施設利用状況及び⑧の福祉バス利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。4ページをお開き願います。⑨の老人クラブ等補助金交付状況では、前年度に比較し、団体数においては9団体で増減はありませんが、会員数は13名減少し、197名となっております。また、交付決定額につきましては11万1,700円減の117万300円となっております。⑩の敬老会事業助成金交付状況から⑫、勤労青少年ホーム利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをごらん願います。(2)、国保医療状況の①、医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたもので、内容は記載のとおりであります。以下省略させていただきます。

6ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を29年度実績と30年度9月末現在の状況をあらわしたものでございます。ごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次のページの(3)、すこやか健康センター利用状況、8ページの(4)、介護認定状況、①、平成29年度申請及び認定状況、②、平成30年度申請及び認定状況(9月末現

在)につきましてもごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

③、要介護認定者介護サービス利用状況では、平成30年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数をあらわしたものであります。利用者は、昨年度同期と比較し、合計で4名少ない410人となっております。

9ページをごらん願います。(5)、特別養護老人ホーム及び(6)、しあわせ荘短期入所生活介護につきましても説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。(7)、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の30年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で357件減の5,432件であります。支給額は1,010万6,314円増の3億2,377万4,945円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次のページ、(8)、緊急通報装置設置状況は、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

次に、(9)、医師研究資金等貸し付けであります。平成30年度における4月から9月末までの貸し付けは7名で2,600万円あります。また、償還免除は3名で1,000万円となっております。平成30年9月末現在の貸付額は4,600万円となっております。

(10)、助産師看護師修学資金貸し付けであります。平成30年度における4月から9月末までの貸し付けは5名で150万円、平成30年度9月末現在の貸付額は1,145万円あります。

(11)、助産師看護師修学基金につきましても、説明を省略させていただきます。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受け付け状況につきましても、記載のとおりの内容となっております。ごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

13ページをごらん願います。(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数と入居状況の下段にあります空き家戸数は、平成30年9月末現在93戸で、前年同期より9戸減となっております。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。

(3)の平成29年度集会所利用状況から16ページの(9)の海鳥保護基金状況までは、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

(10)、北海道海鳥センター入館者状況であります。30年度9月末現在の入館者は前年度同期に比較して1,059人減の1万6,378人で、平成9年度オープン以来の累計では41万7,259人となっております。

17ページをごらん願います。(11)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。30年度の通学対象者数4名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、21万4,800円となっております。

(12)、平成29年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計687万2,

000円となっております。

(13)、平成29年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリーの点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、88万3,310円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。表右の摘要欄に記載してあります運賃割引事業につきましては、北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は214万2,625円であります。次の同一の補助事業名で摘要欄に記載の離島航路事業につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。補助残につきましては、道と町のおおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は2,823万1,581円であります。また、平成28年度より離島航路利用促進事業として、6月から8月における高速船一般旅客運賃3割引きに係る運賃割引補助として468万5,910円を支出しております。

次のページ、(14)、交通対策事業基金状況から19ページの(16)、町内循環バスほっと号の利用状況までの説明は省略いたします。

20ページをお開き願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰り越し分との合計は63.47%で、前年度に比較し0.25ポイント減少しております。

以下、21ページの(2)、保険税収納状況から22ページの(7)、契約状況までの説明は省略させていただきます。

23ページをごらん願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は3,314万4,000円であります。前年度同期と比較すると2,000万円の減となっております。これは株式会社ハートタウンはぼろの株券を処分したことによるものであります。

24ページをお開き願います。総務課について申し上げます。職員配置状況であります。表の右側の下段の合計欄に記載のとおり、職員数は定数160人に対して現員数134人、定数外職員99人の合計233人です。前年同期と比較し職員が2名増加し、定数外職員は10名減少しております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページをごらん願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況から(3)、まちづくり応援基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

(4)、まちづくり応援寄附金について申し上げます。平成30年度の9月末までの状況ですが、道内居住者144件、道外居住者514件、合計658件で、昨年度同期より件数で152件の増となっております。寄附金額では827万4,800円減の981

万200円となっております。

26ページをお開き願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付金が690万8,000円、現金は781万2,000円であります。

(2)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

27ページをごらん願います。(3)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では8名減の298人、羽幌中学校では14名減の162人となっております。以下説明を省略させていただきます。

28ページをお開き願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、3,046人減の合計6万2,310人となっております。

29ページをごらん願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は、文化協会が2団体減の34団体、体育協会は増減がありませんでしたので、合計47団体であります。会員数は、文化協会が47人減の397人、体育協会は2人増の523人です。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万7,031人で前年同期より812人増加しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で平成30年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(熊谷俊幸君) これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 平成30年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第57号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、議案第57号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） ただいま上程されました議案第57号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明させていただきます。

議案第57号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

平成30年12月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、天売高校学生寮の有効活用を図るため、改正しようとするものであります。

天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例（平成30年羽幌町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「7人」を「10人」に改める。

第9条第1項中「月額4万円」を「1部屋を1人で使用する場合は月額4万円、2人で使用する場合は月額3万円」に改める。

附則、この条例は、平成31年1月1日から施行する。

続きまして、入寮定員の3名の増加についてご説明のほうをさせていただきます。現在学生寮の部屋につきましては、食堂等の共用部分を除きまして10部屋ございます。当初管理人用としまして居間、寝室の2部屋、管理人が不在時の代替管理人用ということで1部屋の3部屋を生徒以外の部屋ということで使用していました。そうしますと、10部屋ですので、3部屋除きますと残りの7部屋が生徒用ということで、定員を7名としておりました。しかし、実際に学生寮を運営する中で、管理人不在時の代替管理人につきましては管理人用の居間を使用する形になっております。当初用意しておりました部屋を使用しない状況から、その部屋を管理人の寝室に変更し、当初管理人の寝室として使用していた部屋を生徒用に変更することによって、生徒用の部屋が1部屋増加することになります。そこで、入寮定員が1名増加となります。変更の結果、生徒用の部屋につきましては6畳が6部屋、8畳が2部屋の8部屋となりますが、さらに8畳2部屋につきましては今後の活用方法としまして双方の生徒が了承する場合、2人での使用も可能とすることによって2名の増加とし、合計で3名の増加としております。

説明のほうは以上となります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第57号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第58号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第5、議案第58号 羽幌小学校グラウンド整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第58号 羽幌小学校グラウンド整備工事請負契約の変更について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年12月13日提出、羽幌町長。

1、契約の目的は、羽幌小学校グラウンド整備工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前、1億3,392万円、うち消費税額992万円を含みます。変更後、1億3,818万6,000円、うち消費税額1,023万6,000円を含みます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条2丁目15番地、株式会社道北土木代表取締役、森本勝己。

提案理由でございますが、平成30年7月20日第5回臨時会において議決されました議案第44号 羽幌小学校グラウンド整備工事請負契約につきまして、工事の際にグラウンド内から旧道立病院のコンクリート基礎が見つかり、その基礎を撤去、処理する費用など設計内容の一部変更が生じたので、契約金額の増額変更となりますが、変更契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年羽幌町条例第20号)第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(熊谷俊幸君) これから議案第58号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 羽幌小学校グラウンド整備工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第59号～議案第61号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第6、議案第59号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）、日程第7、議案第60号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第61号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億5,712万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,405万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了等による減額補正が主なものでありますが、まず歳出について増額になりましたものを申し上げます。3款民生費、社会福祉費においてシステム改修業務委託料21万1,000円の補正は、障がい者自立支援給付支払い等に係る個人番号を利用した情報連携に必要なシステム改修を行うものであります。

同じく、国民年金事務取扱費において国民年金システム整備事業委託料43万9,000円の補正は、国民年金制度改正に伴うシステム改修を行うものであります。

次に、8款土木費、住宅管理費において町営住宅入居者選考委員報酬4万1,000円の補正は、町営住宅撤去件数増加に伴う選考委員会開催増によるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。13款国庫支出金、土木費国庫補助金1,960万3,000円の減額は、道路関連事業に係る配当額の減額によるものであります。

次に、17款繰入金、財政調整基金繰入金8,943万3,000円の減額は、各事業の完了に伴い減額するものであります。

このほか町債につきましては、それぞれの事業の完了等に伴い増減しております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ62万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億6,873万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、国保事業が都道府県単位となったことに伴う報告システムの改修に係る国保連合会への負担金27万円、前年度の高額医療費共同事業負担金の交付額確定に伴う返還金35万6,000円となっており、財源につきましては国保連合会負担金については全額道補助金で賄われ、返還については前年度繰越金を充てております。

続いて、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,300万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億762万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において消費税及び地方消費税300万円の減額は、納付額の確定によるものであります。

同じく、施設管理費において消耗品費700万円の減額、下水汚泥廃棄物処理業務委託料及び下水汚泥運搬業務委託料各200万円の減額は、執行見込みによるものであります。

次に、2款事業費、下水道建設費において計画策定業務委託料100万円の減額は、入札執行によるものであります。同じく、公共下水道整備工事請負費1,800万円の減額は、国庫補助金の配当額減額に伴う対象工事の減及び入札執行によるものであります。

歳入につきましては、事業費の確定に伴い、予定していた国庫補助金や町債、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の11ページをお開き願います。2款総務費、企画費において民間賃貸集合住宅建設助成金900万円の減額は、本年度の助成対象事業確定によるものであります。

同じく、自治振興費において離島航路事業運営補助金507万6,000円の減額は、補助金額確定によるものであります。

13ページをお開き願います。6款農林水産業費、畜産業費において牧場管理器具購入費107万8,000円の減額は、入札執行等によるものであります。

同じく、水産業振興費において漁業後継者等育成事業交付金200万円、外国人技能実習生受入支援交付金150万円の各減額は、いずれも補助対象件数の確定によるものであります。

14ページをお開き願います。7款商工費、観光費において漂流物処理委託料43万円、

管理用備品購入費20万6,000円、リバーサイド施設改修工事請負費136万1,000円の各減額については入札執行によるものであり、観光協会支部事業補助金60万7,000円の減額は事業完了によるものであります。同じく、地域おこし協力隊事業340万円の減額は、焼尻地区の協力隊員が4月に退職し、これまで後任の協力隊員を募集しておりましたが、年度内の採用が困難であることから、未執行分の報酬及び活動費補助金を減額するものであります。

15ページをごらん願います。8款土木費、道路橋梁費において設計委託料1,700万円の減額は、国庫補助金の配当額減額により一部発注を見送ったことによるものであります。

同じく、道路維持費において除雪機械等購入費4,742万1,000円の減額につきましても国庫補助金の配当額減額により購入を予定していた除雪車両2台のうち1台の購入を見送ったことによるものであります。

同じく、道路新設改良費において道路整備工事請負費1,893万2,000円の減額につきましても国庫補助金の配当額減額により事業量を縮小したことによるものであります。

16ページをお開き願います。同じく、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金850万円の減額は、繰り出し対象事業費等の減少によるものであります。

同じく、住宅管理費において公営住宅施設管理事業301万6,000円の減額は、工事請負費及び備品購入費ともに入札執行によるものであります。

17ページをごらん願います。10款教育費、事務局費において学校教育指導員報酬159万2,000円の減額は、適任者がおらず未配置となったため、全額減額するものであります。

同じく、教育振興費において教育支援員報酬190万5,000円の減額は、羽幌中学校に支援員1名の配置を予定しておりましたが、適任者がおらず未配置となったため、全額減額するものであります。

18ページをお開き願います。同じく、高等学校費、教育振興費において学校用器具購入費12万6,000円の減額は、購入数量の減によるものであります。また、天売高等学校活性化事業273万1,000円の減額は、生徒募集事業の完了に伴う各費用の執行残分であります。

19ページをごらん願います。同じく、体育振興費においてマラソン大会開催事業197万5,000円の減額は、事業の完了及び中止によるものであります。

同じく、体育施設費において合計222万8,000円の減額は、各経費とも入札執行によるものであります。

20ページをお開き願います。11款災害復旧費、土木施設災害復旧費につきましても、4月に専決処分をし、6月議会定例会において承認をいただいた河川災害復旧事業につきまして財源に地方債を充当することによる財源更正であります。

次に、12款公債費において償還金利子及び割引料2,772万9,000円の減額は、平成29年度事業に係る起債借入れが一部事業の繰り越しに伴い、当初予定していた本年5月から9月に変更となったことによるものであります。

次の21ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして私からの説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、このように進めることに決定しました。

これから議案第59号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第10号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第9、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究などのため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

#### ◎発議第11号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第10、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

#### ◎日程の追加

○議長(熊谷俊幸君) お諮りします。

ただいま町長から議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号及び同意第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号及び同意第4号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第62号～議案第64号

○議長(熊谷俊幸君) 追加日程第1、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第2、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第3、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第62号から議案第64号まで3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成30年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしてございまして、特別職及び議会議員の皆様についても一般職に準じ改定することとしてご提案申し上げております。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。1点目は、月例給の引き上げでございまして、給料表の改定を行い、改定率で平均0.2%の増となるものでございます。なお、この改定は平成30年4月1日まで遡及し、3

0年度当初から適用するというものでございます。

2点目は、期末、勤勉手当の引き上げでありまして、年間支給割合を0.05カ月分引き上げるものであります。この引き上げ分は、全て12月支給分に配分するものとし、改正規定の適用も平成30年4月1日まで遡及するものであります。なお、31年度以降は、この引き上げ分を含め6月と12月の支給割合を均等に再配分することとしております。

以上が今回の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成30年12月14日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。別紙でお配りをしております議案説明資料をごらん願います。1ページ目の1番、期末、勤勉手当の引き上げですが、勤務実績に応じた給与を推進するため引き上げ分を勤勉手当に配分し、年間支給割合を現行の1.8カ月分から1.85カ月分に改めるものであります。再任用職員につきましては、0.9カ月分とするものであります。

資料の(1)になりますが、改正案の第1条では引き上げ分を全て12月支給分に配分し、表になりますが、一般職員ですと6月支給分は変更がなく、12月支給分が0.05カ月分引き上げられるというものでございます。

次に、資料の(2)であります。改正案の第2条では先ほどの(1)で改正した支給割合を再度改正し、6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより31年度以降につきましては、6月支給分と12月支給分の割合は等しくなるものであります。

次に、2ページをごらんください。2番、月例給の引き上げでございます。若年層は1,000円程度、そのほかは400円程度の引き上げを基本とし、改定率平均で0.2%の増となる給料表の改定であります。

なお、改定後の給料表につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、3番、附則でございます。本改正条例の施行期日は公布の日からとしておりますが、冒頭にも説明しましたとおり、第1条の勤勉手当及び給料表の改定は平成30年4月1日から適用、第2条の改正は平成31年4月1日から施行する旨を規定してございまして、これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を規定してございます。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

続きまして、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成30年12月14日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の期末手当を改正するものでございます。

資料の3ページをごらんください。期末手当を0.05カ月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.35カ月分から4.4カ月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は2.1カ月分に、12月支給分は2.3カ月分にそれぞれ引き上げる改定であります。ただし、(2)に記載のとおり、平成30年12月の支給割合についてはただいまの改正にかかわらず、一般職と同様引き上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2番の附則でございますが、施行期日は公布の日からであります。追加した12月支給分に係る附則の改定は平成30年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

以上が改正の内容でございます。

続きまして、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成30年12月14日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものでございます。

資料の4ページをごらんください。期末手当を0.05カ月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.35カ月分から4.4カ月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.7カ月分に、12月支給分は2.7カ月分にそれぞれ引き上げるものでございます。ただし、(2)に記載のとおり、平成30年12月の支給割合につきましてはただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様引き上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものでございます。

次に、2番の附則についてでございますが、施行期日は公布の日からであります。特別職と同様追加した12月支給分に係る附則の規定は平成30年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

以上、議案第62号から議案第64号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号～議案第66号

○議長（熊谷俊幸君） 追加日程第4、議案第65号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の変更について、追加日程第5、議案第66号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

初めに、産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の変更について提案理由の説明を求めます。

建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第65号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の変更について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年12月14日提出、羽幌町長。

1、契約の目的は、産業廃棄物埋立処分場建設工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前、2億2,842万円、うち消費税額1,692万円を含みます。変更後、2億3,669万2,800円、うち消費税額1,753万2,800円を含みます。

4、契約の相手方は、北一・水上経常建設工事共同企業体、代表者、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章。

提案理由でございますが、平成30年6月15日第4回定例会において議決されました議案第41号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約につきまして、本工事におけるり面を形成する際の植生工法として安価な吹きつけを行う予定でございましたが、のり面の一部において雨による侵食が発生し、今後さらなるのり面の侵食崩壊を防ぐ対策が必要になりましたことから、当該地質に対応可能な植生基材吹きつけに変更するとともに、この工法ののり尻部にのり面で受ける流水を処理するための半円管を450メートル設置し、雨水対策を講じるなど設計内容に一部変更が生じたので、契約金額の増額変更となりますが、変更契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽幌町条例第20号）第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成30年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,573万5,000円を減額し、予算の総額

を歳入歳出それぞれ65億7,831万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、産業廃棄物埋立処分場建設工事に関して請負契約の変更により契約額が確定となりますことから、工事請負費を当初予算額から減額するものであります。また、当該建設工事につきましては、平成31年度までの継続事業として継続費を設定しておりますことから、契約額に合わせて事業費総額及び各年度の年割額につきましても減額補正を行っております。

なお、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第65号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

お諮りします。次に、議案第66号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）の審議の方法については、歳入歳出予算及び継続費一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第66号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について歳入歳出予算及び継続費一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号

○議長(熊谷俊幸君) 追加日程第6、同意第4号 羽幌町副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 同意第4号 羽幌町副町長の選任について、提案理由を説明申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町栄町101番地の80、氏名、今村裕之、生年月日、昭和37年12月22日生まれ、55歳。

前副町長でありました江良貢氏が平成30年12月9日付をもちまして任期満了となりましたことから、人格、識見はもちろんのこと、長年培われた行政経験のもとに町行政にご尽力をいただきたいということで、福祉課長であります今村裕之氏を副町長としてご同意賜りたく、提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長(熊谷俊幸君) これから同意第4号 羽幌町副町長の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 羽幌町副町長の選任については同意することに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成30年第9回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時14分）